

和歌山県有床診療所協議会会員事務局より会員の皆様へ

2019.7.31

文責：辻 興

いつも当協議会への御支援心より感謝申し上げます。

7/27.28 群馬県で開催されました「第 32 回全国有床診療所連絡協議会総会」に

辻 寛先生御夫妻、児玉敏宏先生と参加致しました。

詳細報告は8/24の和歌山県有床診療所協議会情報交換会にてご報告の予定です

が、私が個別に得た情報等が若干ありましたので、ご報告致します。



第 32 回全国有床診療所連絡協議会総会・群馬大会

日時 令和元年 7 月 27 日（土）、28 日（日）

場所 ホテルメトロポリタン高崎

出席者 辻 寛先生御夫妻 児玉敏宏先生 辻 興 （総参加者数：302 名）

< 次第要約 >

主催：群馬県有床診療所協議会・群馬県医師会

【第 1 日目】

総会

開会の辞：群馬県有床診療所協議会会長 加藤祐之介先生

挨拶：第 32 回総会会長・群馬県医師会会長 須藤英仁先生

挨拶：全国有床診療所連絡協議会会長 鹿子生健一先生

祝辞：日本医師会会長 横倉義武先生（代読：日医中川副会長）

議事：①平成 30 年度庶務事業報告

②平成 30 年度収支決算

③全国有床診療所連絡協議会会則

④令和元年度事業計画

⑤令和元年度予算

⑥日本医師会への令和元年度要望書

次期開催県会長挨拶 徳島県医師会会長 斎藤義郎先生

講演会

講演Ⅰ：「地域の医療介護ニーズと有床診療所」

講師：日本医師会総合政策研究機構研究部専門部長 江口成美先生

講演Ⅱ：「遠隔医療と有床診療所」

有床診療所の活性化を目指す議員連盟事務局長・参議院議員 富岡 勉先生

講演Ⅲ；「地域包括ケアと有床診療所」

講師：前厚生労働省健康局局长 宇都宮 啓先生

懇親会

祝辞：日本医師会会長 横倉義武先生

祝辞：参議院議員 羽生田 俊先生（羽生田議員の地元開催）

【第2日目】

特別講演：「日本医師会の医療政策～健康な社会を作ろう～」

講師：日本医師会会長 横倉義武先生

シンポジウム

テーマ：「個性あふれる有床診～今こそ、“かかりつけ医”の活躍を！～」

座長：群馬県有床診療所協議会常務理事・群馬県医師会理事 猿木和久先生

日本医師会総合政策研究機構研究部専門部長 江口成美先生

シンポジスト

- ① 「内科系有床診療所のこれから～地域包括ケアシステムの中核拠点として～」
医療法人健英会 うしいけ内科クリニック理事長 小中俊太郎先生
- ② 「分娩・入院料のあり方」
医療法人愛生会 セントラルレディースクリニック院長 角田 隆先生
- ③ 「眼科有床診療所の変遷-そして展望」
医療法人秀緑会 高山眼科緑町医院院長 高山秀男先生
- ④ 「透析医療における診診連携」
望星第一クリニック院長 若林正則先生

ディスカッション

総括：全国有床診療所連絡協議会会長 鹿子生健一先生

日本医師会常任理事 小玉弘之先生

挨拶：参議院議員 自見はなこ先生

* * * * *

<要点>

●会員数

2378名（H31年3月31日現在）

2510名（H30年3月31日現在）

●日本医師会横倉会長への要望書提出

要望事項

- 1.有床診療所の機能強化のための診療報酬引上げ
- 2.有床診療所に於ける働き方改革推進への支援
- 3.施設継承時の相続問題の解消

●日医総研江口成美先生より「ウォールストリートジャーナル」の記事と共に、米国における「マイクロ・ホスピタル」急増の紹介あり。

米国では入院はチェーン病院での提供が多いが、近年、救急・急性期医療を中心に担う、

電子化・デジタル化の進んだ8床～25床程度の Micro-hospital と呼ばれる小規模入院施設が増加してる。

米国での「マイクロ・ホスピタル」増加の理由として

- ・住民の医療へのアクセス向上
- ・良好な医師患者関係
- ・新規開設費用が低い

等のメリットが注目され急増しているとのこと。

「マイクロ・ホスピタル」の入院費用は病院とほぼ同等であり経営的にも成り立ち易い。

(ちなみに日本では一番低い区分の病院入院基本料と比較しても一番高い有床診療所入院基本料は500点低い為、経営が成り立たない)

日本の「有床診療所」こそ、正に「元祖・マイクロ・ホスピタル」ではないか。

●2次会で江口先生と相席となった為、認知されにくい「有床診療所」の名称につき議論。

・第二次世界大戦以降の、極めて長い歴史を有する「有床診療所」の名称が、未だに市民権を得られていないのは問題であり、この名称があまりにも認知されにくい為、名称変更できないものか相談。

・かつて認知されにくい「有床診療所」の名称変更論議がなされていた時代があったとのことであるが、自然消滅したとのこと。

・2014年10月施行の「医療介護総合確保推進法(第六次医療法改定)」において、有床診療所が医療法30条に「病床を持つ診療所」として書き込まれたが、あえて「有床診療所」という名称が使われていないのは「有床診療所」の名用変更を前提としているのか?と質問するも、「特にそうでは無いであろう」との回答。

・グループホームやデイサービスなどの名称が市民権を得ている現状から、「有床診療所」の名称を「マイクロ・ホスピタル」に変更した方が、市民権を得易いのでは?と提案。